

# 公認会計士・監査審査会の 最近のモニタリング活動について

～「令和7年版モニタリングレポート」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課課長補佐

前出友美

## はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）は、監査や会計の専門家はもとより、市場関係者、学生や社会人など一般の方々に対しても、監査事務所（公認会計士事務所又は監査法人）の状況等について分かりやすい形で情報提供するとの観点から、年次で監査事務所に関する「モニタリングレポート」を公表している。

今般、監査事務所や被監査会社の概況に関するデータを更新したほか、審査会のモニタリング活動を通じて入手した最新の情報を追加するなど、審査会の令和6事務年度のモニタリングの成果等を盛り込んだ「令和7年版モニタリングレポート」（以下「本レポート」という）を取りまとめ、本年7月18日に公表したところである。本レポートには、内部監査人等が職務を行う上で有用な情報が多く含まれており、参考になれば幸いである。

## 本レポートの概要

本レポートは、「Ⅰ. 監査業界の概観」、「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」及び「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」の4部により構成されている。本稿では、各部の主なポイントを紹介するが、

紙幅の関係で紹介しきれなかった部分もあり、ぜひ、審査会ウェブサイトに掲載している本レポート全文（カラー図版）をお読みいただければ幸いである。

（注）「モニタリング」とは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など、検査以外の活動を指す。また「事務年度」とは、7月から翌年6月までの1年間を指している。

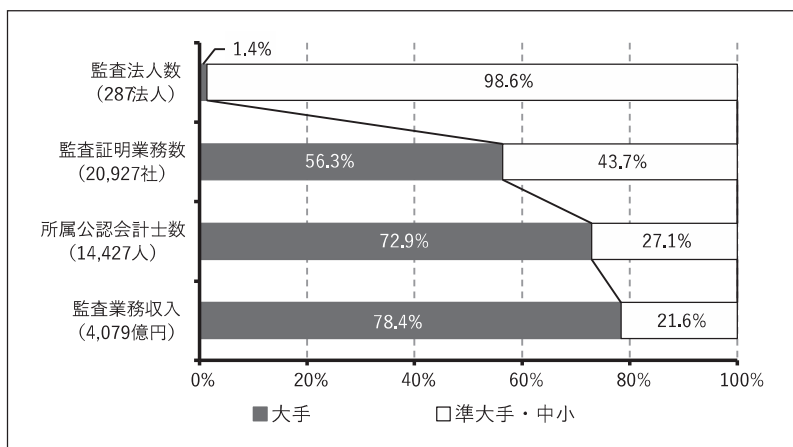
## Ⅰ. 監査業界の概観

公認会計士、監査事務所、被監査会社等の状況を記載するなど監査業界の全体像を俯瞰している。

上場会社などに対する金融商品取引法又は会社法に基づく監査については、そのほとんどが5人以上の公認会計士からなる監査法人により行われており、監査法人（287法人、令和6年3月末）における現況をみると、引き続き、大手監査法人への集中が特徴としてみられる。

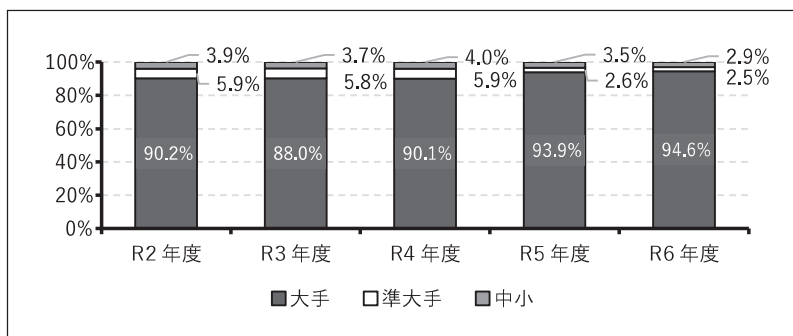
監査法人に所属している公認会計士のうち約7割が大手監査法人に所属しており、監査証明業務数では全体の約5割超、監査業務収入で

【図表 1】 監査法人の分類別シェア（令和5年度）



（出典） 令和5年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人（令和5年度末時点：287法人）から提出された業務報告書から集計

【図表 2】 会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額の推移



（注） 令和5年度は、PwCあらた有限責任監査法人（大手監査法人）とPwC京都監査法人（準大手監査法人）が合併（PwC Japan有限責任監査法人に名称変更：大手監査法人）したことにより、数値が変動している。  
（出典） QUICK、取引所データより審査会作成

は約8割近いシェアとなっている【図表1】。

（注） 本レポートにおいて大手監査法人とは、有限責任あずさ監査法人、EY新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及びPwC Japan有限責任監査法人をいう。各法人は、いわゆるBig4（KPMG、EY、Deloitte及びPwC）と呼ばれるグローバルネットワークと提携している。準大手監査法人は、大手監査法人に準ずる規模の仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人をいう。中小規模監査事務所は、大手・準大手監査法人以外の中小監査法人及び監査事務所をいう。

上場国内会社（3,922社、令和6年度末）

の会計監査人は、大手監査法人の寡占状態となっており、会社数ベースでは約6割であるが、時価総額ベースでは約9割を大手監査法人が監査している【図表2】。これは、時価総額の大きい会社ほど、業務の規模が大きく複雑で国際的なものが多く、その監査には、多数の監査人員と多様な専門能力が求められることとなり、大手監査法人以外では対応が困難であるためと考えられる。

なお、こうした大手監査法人の寡占状態は、米国・英国でも同様であり、主要な上場会社における監査業務のシェア（会社数ベース）でみると、日本97%、米国99%、英国89%となっている【図表3】。

また、新規上場（IPO）国内会社に対する監査でも、大手監査法人のシェアは高い。令和6年12月期において、大手監査法人は、新規上場国内会社86社（TOKYO PRO Marketへの上場

を除く）のうち42社（49%）の会計監査人を務めており、前期からシェアの変動はみられない。準大手監査法人では前期からシェアが減少（34%から27%）している一方、中小規模監査事務所のシェアは増加している（16%から24%）【図表4】。

国際的な品質管理基準である「国際品質マネジメント基準第1号」（ISQM1）等の新設・改訂を踏まえ、令和3年11月に改訂された「監査に関する品質管理基準」（以下「改訂品管基準」という）では、監査事務所自らが

- ① 品質目標を設定し、
- ② 品質目標の達成を阻害する品質リスクを

識別して評価し、

③ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、

④ 不備があれば根本原因に基づき改善することなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入され、令和5年7月1日（公認会計士法上の大規模監査法人（直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上となっている監査法人）以外の監査事務所においては令和6年7月1日）以後開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から適用されている。

大手・準大手監査法人は、グローバルネッ

【図表3】日本、米国及び英国での主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース）

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	97%	99%	89%

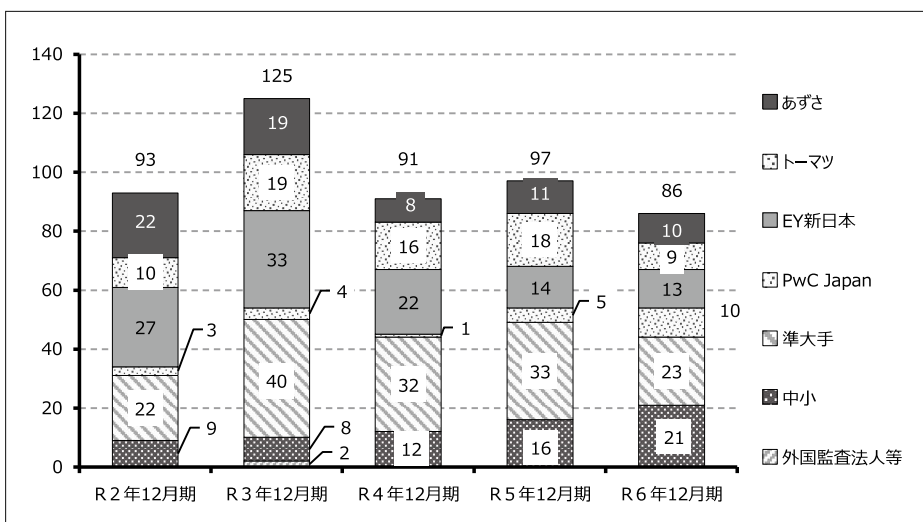
（注）以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出

（出典）日本：日経225、米国：S & P 500、英国：FTSE350

トワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂品管基準に基づいて評価項目を追加した品質管理システムを整備・運用している。

品質管理システムの運用・モニタリングを通じ認識された課題として、大手監査法人では、品質管理システムの一部のプロセスを実際に運用する監査チームにおける自律的な対応を促進するため、監査チームに対する品質管理システムの周知に関する点、リスクの高い監査業務・統制プロセスやモニタリングにおける着眼点の特定について精度を向上させるため、リスク情報の収集や分析の更なる充実といった点が認識されている。準大手監査法人では、期中に整備された対応策について評価基準日までに十分な時間が取れない場合、対応策の運用の定着度合いを評価するのが難しいこと、複数部署をまたぐ要改善事項への対応における部署間の調整に一定の労力を必要とすること、品質管理システムの運用とモニタリングを通じ、実施している施策について継続的にPDCAサイクルを回しつつ、監査チームで運用していく必要があることなどが認識されている。

【図表4】新規上場国内会社数の推移：上場時の監査事務所規模別



（注）令和5年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人（準大手監査法人）が合併しPwC Japan有限責任監査法人となったため、合併前のPwC京都監査法人が新規上場に関与したものは準大手に区分している。

（出典）取引所データより審査会作成

中小規模監査事務所でも改訂品管基準の適用が開始されており、令和6事務年度に実施した報告徴収（監査法人である52事務所を対象に集計）によれば、体制・規程等の整備に時間を要した点として、監査事務所のリスク評価プロセスである品質目標の設定、ガバナンス及びリーダーシップに関する規程の整備、及

び品質管理に関連する全ての規程の見直しが多く挙げられた。

なお、改訂品管基準は、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者に対し、少なくとも年一回、基準日を定めて品質管理システムを評価し、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかを結論付けることを求めており、大手監査法人や準大手監査法人の多くでは、いずれも合理的な保証が提供されていると結論付けている。

## II. 審査会によるモニタリング

### (1) 審査・検査等のスキーム【図表5】

審査会は、その必要があると認めるときは、監査事務所や日本公認会計士協会（以下「協会」という）に対して、報告徴収や検査などのモニタリングを実施する。

審査会による審査、報告徴収及び検査の流れは、次のとおりである。

審査会は、①協会から品質管理レビューの状況報告を受け、②協会の品質管理レビューや監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し、③必要があると認めるときは、協会や監査事務所等に対して報告徴収や検査を実施し、④検査等の結果、必要があると認めるときは、金融庁長官に対し行政処分等の勧告を実施する。

### (2) 検査の実施状況【図表6】

#### (ア) 最近の実施状況

審査会は、審査及び報告徴収の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ相当と認めるときは、監査事務所等に対して検査を行う。また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

監査事務所の規模により、検査の実施頻度は異なっている。大手監査法人については、

原則2年に一度の頻度で通常検査を実施し、その翌事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップを、原則、報告徴収により実施している（前事務年度に実施した通常検査の結果等を踏まえて検査により実施する場合がある）。準大手監査法人への検査については、令和7事務年度より2年に一度の実施とする。中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

#### (イ) 不備の状況

検査で把握した不備は、品質管理態勢の検証を通じて把握した不備と、個別監査業務の検証を通じて把握した不備に分類される。

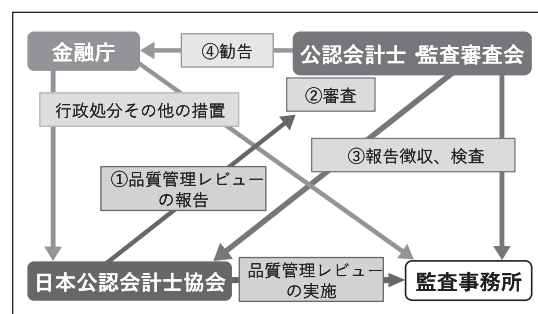
#### ○品質管理態勢の検証を通じて把握した不備の特徴

監査事務所の規模によって異なり、大手監査法人では、品質管理部門と事業部との連携は進んでいるものの、改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等が課題となっている。

準大手監査法人では、品質管理を担う人員が限られていることや、最高経営責任者を含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や品質管理部門との連携の必要性についての認識に不十分な点がみられる。

中小規模監査事務所では、最高経営責任者の品質管理に対する意識が不十分な状況、現

【図表5】 審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム



【図表6】直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）

事務年度	R 2（注1）	R 3（注1）	R 4（注1）	R 5	R 6
大手監査法人	4（2）	4（2）	2	2	2
準大手監査法人	2	1	2	2	2
中小規模監査事務所	4	4	5	5	3
外国監査法人等（注2）	0	0	1	0	0
合計	10（2）	9（2）	10	9	7

（注1）括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載

（注2）外国監査法人等に対しても、適宜、報告徴収及び検査を実施

行の監査の基準が求める品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同様の不備の発生を防止するために必要となる根本原因分析が十分に行われていない状況などがみられる。また、職業的専門家としての倫理観が欠けており、誠実性・信用保持を軽視する風土が形成・助長される状況（監査調書の組織的な改ざん）もみられた。

### ○個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴

監査事務所の規模にかかわらず、実証手続（分析の実証手続や詳細テストといった、重要な虚偽表示リスクに対し取引種類、勘定残高及び注記事項に関して実施する監査手続）の不備が最も多く、会計上の見積りの監査に係る不備も多い。

検査では、把握した不備の原因についても、監査事務所との対話を通じて分析・共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っている。検査で把握した不備の事例やその原因は、「監査事務所検査結果事例集」に詳述しているので参照されたい。

### (3) 検査結果の通知

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書（検査結果通知書）を交付することにより行われる。検査結果通知書の主な記

載項目は、①特に留意すべき事項、②検査の視点、③品質管理の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況、④監査業務の実施（個別監査業務）の状況である。

上記①の「特に留意すべき事項」は、検査で認められた不備のうち重要と考えられるものを取りまとめたものであり、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の3項目で構成されている。

なお、検査を受けた監査事務所は、検査結果通知書の内容及び不備への対応状況を監査役等に対して書面で伝達することが求められている（改正前の監査基準報告書260第16項、A31項）。これに加えて、検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況についても伝達することが求められている。

被監査会社の監査役等においては、伝達された情報を総合的に活用して、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解し、監査事務所と充実したコミュニケーションを図ることが期待される。

### (4) 総合評価の記載

審査会は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて総合評価を付しており、監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えるとともに、被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水

準を適切に理解できるようにすることを目的として、総合評価を検査結果通知書に記載している。これにより、検査結果を踏まえた双方向のコミュニケーションが更に充実する一助となることが期待される。

総合評価は、①「良好であると認められる（総合評価：1）」、②「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」、③「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」、④「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」、⑤「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」の5段階に区分している。上記④と評価した監査事務所に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促すとともに、上記⑤と評価した監査事務所については、金融庁長官に対し行政処分等の勧告を行うこととなる。

## (5) 総合評価の状況

直近5年間の検査（令和2事務年度から令和6事務年度までの間に着手し終了した通常検査）における総合評価の分布状況は、【図表7】のとおりである。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる（総合評価：1）」に該当する監査事務所はなく、監査事務所の業務運営状況に応じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」以下の区分に分布している。中小規模監査事務所においては、大手監査法人や準大手監査法人と比べて総合評価の分布範囲が下方にシフトしているが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定していることも一因と考えられる。

## (6) 審査会のモニタリングの視点及び目的等

審査会は、モニタリングの目的やその達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を公表している。第8期（令和7年4月～令和10年3月）では、「監査事務所等モニタリング基本方針」（令和7年5月28日公表。以下「基本方針」という）を策定しており、その概要は以下のとおり。

監査事務所をめぐる環境が急速に変化する中、当該環境変化を踏まえた効果的・効率的なモニタリングの実施を通じて、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促すとともに、監査事務所における監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保に努める。特に、モニタリングの実施においては、①品質管理システムの導入後における整備・運用状況を重視し、②上場会社の監査を行う中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用に努める。

基本方針を踏まえ、「令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、本レポートと併せて公表しており、その概要は以下のとおり。

### ○モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）

#### ① 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

協会との間で、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていくとともに、品質管理レビューの実施状況についても確認していくほか、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していく。また、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化等についても引き続き議論していく。

#### ② 報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、定期的に業務管理態勢等に関する定量

【図表7】直近5年間の検査における総合評価の状況（単位：事務所数）

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	-	-	-
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	-	-
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	-	2	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	-	3	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	-	-	10

（注）令和2事務年度から令和6事務年度の間に検査に着手し終了した監査事務所の総合評価を、審査会において集計（出典）審査会作成

的・定性的な情報を収集し、分析する。中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収・分析し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すため、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。

報告徴収の実施に当たっては、業務管理態勢の実効性、デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況、改訂品管基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況、四半期報告書制度の廃止に伴う実務上の取組・対応状況、有価証券報告書を定時株主総会前に開示している被監査会社に対する監査の実務上の取組・課題への対応等を重点項目とする。

### ③ 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて、最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、当該監査法人及び監査業界が抱える問題等を把握の上、問題認識の共有を図る。また、中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所との対話についても引き続き実施する。

## ○検査基本計画

### ① 実施頻度

大手・準大手監査法人については、前述「Ⅱ. (2) 検査の実施状況」を参照されたい。

中小規模監査事務所については、協会が実施する品質管理レビューの結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとし、上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。

### ② 業務管理態勢の重点項目

業務管理態勢の実効性、監査の品質の確保・向上に向けた、監査事務所の経営層のコミットメント等に着眼して検証する。

### ③ 品質管理態勢の重点項目

改訂品管基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況、品質管理に関する施策の監査現場における浸透・定着状況、監査資源の状況、監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等、法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組等に着眼して検証する。

### ④ 個別監査業務の重点項目

不正リスク、収益認識及び会計上の見積りに係る監査や、グループ監査の実施状況等に着眼して検証する。

## Ⅲ. 監査事務所の運営状況

### (1) 「監査法人のガバナンス・コード」を踏まえた取組

令和5年3月に改訂された「監査法人のガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コー

ド」という)について、中小規模監査事務所における受入れにも馴染み、上場会社等の監査を担う監査事務所における組織的な運営の姿を念頭に、原則及び指針が策定されていることから、公認会計士法(令和4年5月改正)や関連政府令(令和5年4月施行)によって、上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所に対し、コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制の整備が義務付けられた。体制整備義務は、令和6年7月1日(大規模監査法人にあっては令和5年7月1日)以後開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用されている。

ガバナンス・コードは、適用にあたって「コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)」の手法によることが想定されており、ガバナンス・コードに示されている五つの原則に関して、いかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、各監査法人がそれぞれの特性等を踏まえて自律的に対応することが求められている。

ガバナンス・コードの各原則の適用状況について、大手・準大手監査法人では全ての原則を適用しているが、中小規模監査事務所では、一部の原則や指針を適用していないところが一定数あり、特に原則3と原則5において指針を適用しないとするものがみられる。

例えば、原則3に関し、大手・準大手監査法人では、監督・評価機関の会議に独立第三者が参加している一方、中小規模監査事務所では、規模が小さく社員の相互牽制が働くとして、監督・評価機関を設置していない例が多く、設置している場合でも、独立第三者の知見の活用にはばらつきがみられる。また、原則5に関し、中小規模監査事務所では監査品質に関する説明内容について、準大手監査法人より簡略になっているところが多い。

## (2) 監査業界におけるAI活用の概観

審査会はモニタリングを通じて、AIの利用を含む監査のIT化による影響等の把握に努めているところ、監査業界においても、大手監査法人を中心に、業務効率化やデータ分析の高度化の観点から、生成AIを含むAIツールの導入又は検討の動きが見られている。AIの活用により、監査人が評価・判断を要する業務に、より注力することが可能となり、監査品質や監査業務の魅力の向上に資することが期待されている。

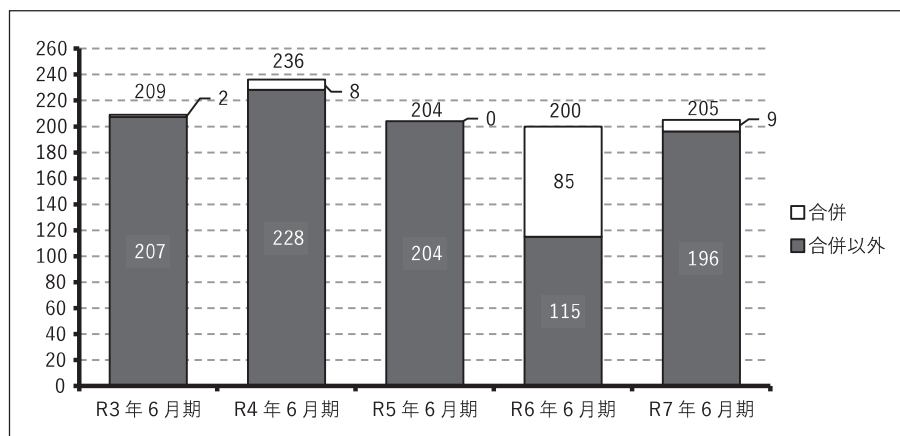
金融関連事業者を対象に、金融庁が実施したAIの利用実態に係るアンケート調査結果等においても、監査業界では、取引・仕訳データにおける異常検知や不正リスクの識別・評価、監査の基準や監査業務マニュアルなどの法人内情報の検索等のツールにおいて、従来型AIを活用するケースがみられるとともに、一層の効率化・高度化のため、これらのツールに生成AIを取り入れて、導入又は試行する例もみられている。また、生成AIについては、傾向として、文書等の要約や翻訳、校正・添削等、監査人を補助するツールの導入又は検討が進んでいる。

一方、AI活用の課題としては、データの標準化や不正会計に係るデータ蓄積の不十分さ等が指摘されるほか、特に生成AIについては、出力過程に係る説明可能性の担保の困難さや実際のデータに基づかない出力などが指摘されている。大手監査法人においては、AI活用に係るこれらの課題を補う技術の開発等や結果検証等により、回答精度や説明可能性を高める工夫を行い、また、生成AIに関する追加的な規程の策定や利用方法の制約など、管理体制の構築を行いながら、ツールの導入又は検討を行っている。

## (3) 会計監査人の異動

上場国内会社の会計監査人の異動状況を見ると、令和7年6月期(令和6年7月から令

【図表8】 監査事務所を変更した上場国内会社数の推移（単位：件）



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を審査会において集計  
 (出典) 審査会作成

和7年6月まで)は205件となっており、全体の件数は、ここ3年間ほぼ同水準となっている。合併が多かった令和6年6月期に比べ、合併以外を理由とした異動が大幅に増加している【図表8】。

会計監査人の異動状況(監査法人の合併を除く)を監査法人の規模別増減で見ると、過去3年間減少傾向にあった大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への変更が、令和7年6月期では増加に転じている【図表9】。このような動きは、大手監査法人が監査契約の継続に関し、監査報酬、監査リスク、業務遂行に必要な人員等を考慮した業務運営を引き続き重視している一方、被監査会社も、継続監査期間の長期化や監査報酬の相当性を考慮して、会計監査人を選定する必要性が高まっていることによるものと考えられ、上場会社監査の担い手としての中小規模監査事務所の役割が増大していることを示唆している。

また、中小規模監査事務所間での変更も増加している。大手監査法人や準大手監査法人は、中小規模監査事務所の被監査会社であった上場国内会社に対し、監査報酬等の観点から監査契約の新規締結に慎重な姿勢を継続していることや、当該上場国内会社においても、

監査報酬や事業規模に適した監査対応等を考慮した結果として、他の中小規模監査事務所を選任することが多くなっているものと考えられる。

上場国内会社は、会計監査人が異動する場合、その旨を直ちに開示しなければならず、異動を行うこととした実質的な理由やその経緯を具体的に開示する

ことが求められている。

開示された異動理由をみると、事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性、現任監査人の継続監査期間の長期化等、昨年同様の理由により異動に至ったとするケースが多い【図表10】。このほか、現行の会計監査人が、監査契約の継続を辞退する件数も多くなっており、監査工数の増加が見込まれる中、十分な人員の確保が見込まれないことや、上場会社等監査人名簿への登録が認められなかったことなどを理由として挙げている。

会計監査人の異動前後における監査報酬の状況を見ると、より規模の大きい監査事務所への異動の場合には、監査報酬が減少するケースはみられなかった。一方、同規模の監査事務所への異動の場合には、約6割超のケース(41件中27件)で監査報酬が増加しているが、約3割のケース(41件中14件)で監査報酬が減少している。より規模の小さい監査事務所への異動の場合には、約7割超のケース(55件中41件)で監査報酬が減少しており、特に、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動で見ると、約9割のケース(34件中30件)で監査報酬が減少している。

この点については、開示された異動理由において会社の事業規模に適した監査対応と監

【図表9】規模別の総増減の状況（単位：件）

異動形態	R6年 6月期	R7年 6月期	増減
大手 → 大手	12	14	2
→ 準大手	10	25	15
→ 中小	40	49	9
準大手 → 大手	5	3	▲2
→ 準大手	0	2	2
→ 中小	11	14	3
中小 → 大手	4	4	0
→ 準大手	2	3	1
→ 中小	31	82	51
合計	115	196	81

（注1）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

（注2）上表の数値には、監査法人の合併による異動は含まれていない。

（出典）審査会作成

査報酬の相当性を挙げているケースが多いことから、上記の分析結果を踏まえると、上場国内会社の一部において、現任の会計監査人の監査報酬が自社の事業規模等に比して過剰であると判断し、監査報酬の軽減を目的に、後任の会計監査人として、主に中小規模監査

事務所を選任している傾向がうかがえる。

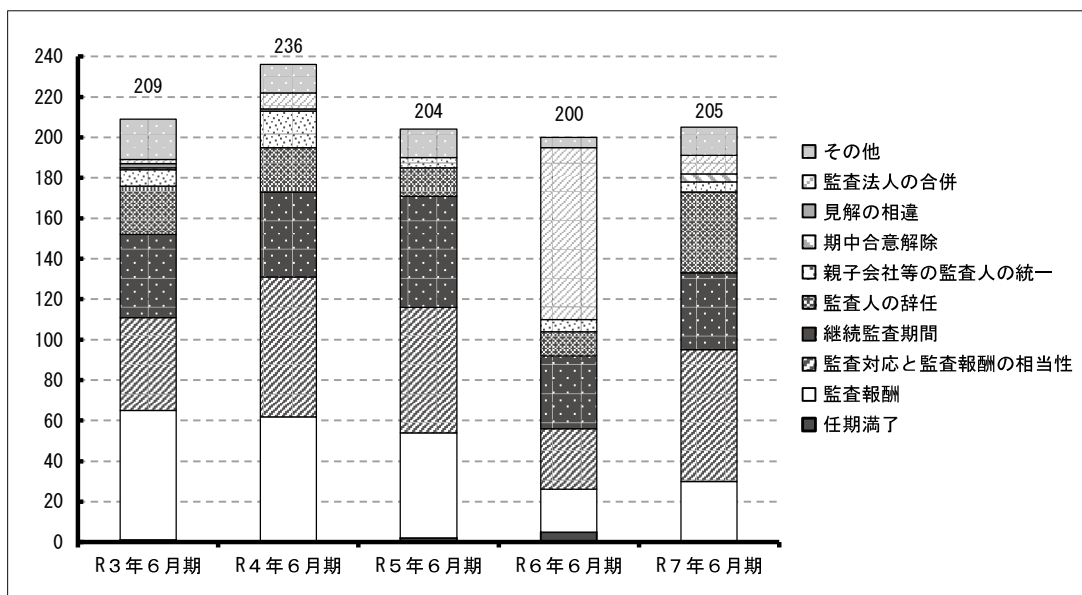
## IV. 監査をめぐる環境変化への対応

### (1) 中小規模監査事務所をめぐる動向

令和4年5月の公認会計士法改正で導入された「上場会社等監査人登録制度」により、上場会社の監査を行う監査事務所の登録は、令和5年4月1日以降、協会の「上場会社等監査人登録審査会」で行われている。また、登録上場会社等監査人に対しては、改正公認会計士法施行規則において、情報開示のための体制やガバナンス・コードに沿って業務を実施する体制の整備が求められており、令和6年7月1日（大規模監査法人にあっては令和5年7月1日）以降最初に開始する被監査会社等の会計期間開始日から適用されている。

協会は、上場会社等の監査を行う中小規模監査事務所における情報開示の充実のほか、六つの経営基盤（品質管理基盤、組織・ガバ

【図表10】上場国内会社の会計監査人の異動理由（単位：件）



（注1）各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき、審査会が集計

（注2）複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。

（出典）審査会作成

ナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤及び国際対応基盤)の強化を支援するなど、様々な施策も実施している。

## (2) 会計監査に関する最近の動向

### (ア) 四半期報告書制度の廃止

令和6年4月より四半期開示制度は、証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」され、会計監査人による第1・第3四半期のレビューは原則任意となっている。監査法人では、第1・第3四半期の決算短信を公表する被監査会社のうち、2~3割に対して任意レビューを実施済み又は実施予定としている。任意レビューを実施しない場合でも、年度監査等の一環としての手続が実施されることが多い。なお、任意レビューを実施しない場合の業務量や報酬等の変化について、大手監査法人では任意レビューを実施した場合と顕著な差異はみられないとする一方、準大手監査法人ではわずかな減少がみられるとされ、中小規模監査事務所では10%以上減少したとする例もある。

四半期報告書制度の廃止による実務への影響として、監査法人からは、監査人の関与の間隔が開くことにより、被監査会社とのコミュニケーションの適時性が損なわれて関係が希薄化すること、企業環境の理解が遅れること、半期や期末に業務が集中することへの懸念に加え、決算短信の訂正が発生しやすくなる可能性や不正の兆候の発見が遅れる可能性があり、結果的に年度監査等で追加的な対応が求められることが懸念されるといった点が挙げられている。

### (イ) 有価証券報告書の株主総会前の提出

令和7年3月、金融担当大臣は、全上場会社に対し、「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」との表題の要請文を発出し、有価証券報告書の提出は、株主総会の3週間以上前が最も望ましいことを示しつつ、企業

の実務負担も考慮し、取組の第一歩として、今年からまずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請した。大手監査法人からは、有価証券報告書の株主総会前の提出による監査業務への影響として、監査スケジュールの見直しや監査リソースの確保、被監査会社との協力体制の構築といった課題が挙げられている。

## (3) サステナビリティの開示及び保証の動向

サステナビリティ情報の開示について、日本では、令和5年3月31日以後終了する事業年度の有価証券報告書において、サステナビリティ情報の開示が開始されており、具体的な基準に準拠した開示を可能とするため、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、令和7年3月5日にサステナビリティ情報に係る開示基準を最終化し公表している。また、サステナビリティ情報の保証について、国際的には、国際監査・保証基準審議会(IAASB)が令和6年11月に「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」(ISSA5000)を公表している。このような状況を踏まえつつ、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」では、日本におけるサステナビリティ開示基準や保証制度導入に向けた有識者による議論が進められている。

監査法人の対応状況をみると、大手監査法人では、監査法人自体、あるいはグループ会社が、サステナビリティ情報に関するアドバイザリー業務や任意の保証業務を行っているほか、保証業務の推進に向けた部署を設置している。大手監査法人以外では、プロジェクト・チームを設定して情報収集や法人内研修を行っている例が多く、保証業務の推進に向けた部署を設置している例もみられるが、取組の度合いは監査法人により様々である。